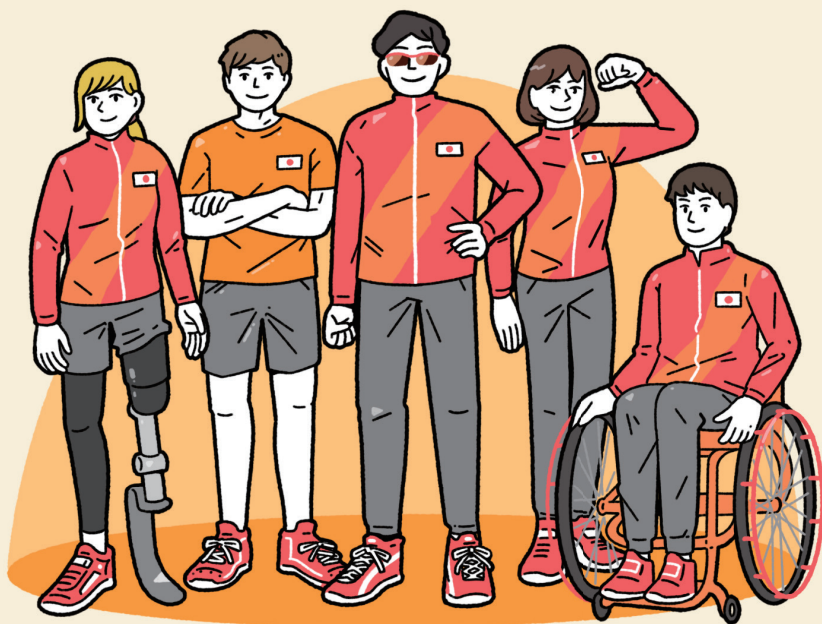


# トップアスリートのための 暴力・ハラスメント 相談窓口

## ご利用の手引き



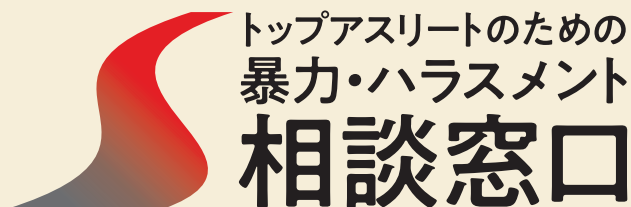
独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）  
スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会

## トップアスリートのための 暴力・ハラスメント相談窓口とは？

独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）が、  
2014年1月に開設した相談窓口です。

トップアスリートに対して直近4年以内に行われた  
スポーツ指導における暴力・ハラスメント行為等  
（暴力、暴言、パワハラ、セクハラ、不適切な指導）について  
相談を受付けています。

お困りの時は、ひとりで悩まずにご相談ください。



## アクセス方法

LINEまたはホームページ内のメールフォームより相談をお寄せください。  
ご相談内容については秘密を厳守いたします。当窓口にご相談があったこと自体も、  
相談者の承諾なしに外部に共有することはありません。  
当窓口は無料でご利用いただけます。



### ☑ LINE から相談

下記のQRコードを読み込んで  
アクセスしてください。  
事前登録でいつでも安心!



### ☑ ホームページ内の メールフォームから 相談

パソコン、タブレット、スマートフォンなどから  
「トップアスリート 相談窓口」で検索して  
アクセスしてください。



トップアスリート 相談窓口 検索

## 本制度の対象について

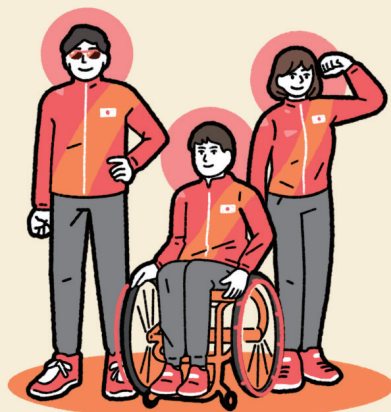
利用対象者は、トップアスリートとその関係者です。

対象となるケースは、トップアスリートに対して直近4年以内に行われたスポーツ指導における暴力・ハラスメント行為等です。

### トップアスリートとは

- オリンピック競技大会代表選手
- パラリンピック競技大会代表選手
- 公益財団法人日本オリンピック委員会 (JOC) が認定するオリンピック強化指定選手及びオリンピックネクスト強化指定選手
- 公益財団法人日本パラスポーツ協会 日本パラリンピック委員会 (JPC) が認定する JPC 強化指定選手
- JOC 又は JPC に加盟する中央競技団体が 独自に指定するオリンピック・パラリンピック競技種目の強化指定選手

※上記の地位・身分でなくなつてから4年を経過しない人も本制度の対象となります。



### 関係者とは

トップアスリートの親族、知人、所属する団体等、  
トップアスリートと一定の関係を持つ人・団体のことを言います。  
トップアスリートの同意があれば、関係者が代理でご相談いただけます。

### スポーツ指導における暴力・ハラスメント行為等とは

- ① 身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼす行為
- ② ①に準じる心身に有害な影響を及ぼす言動
- ③ その他競技者の能力・適性にふさわしくないスポーツ指導 暴行(上記①)のほか、パワハラやセクハラ等(上記②)も対象となります。また、上記③とは、いわゆる「しごき」や「かわいがり」、「罰走」など 競技力の向上とは明らかに無関係で不合理な指導が含まれます。

※指導者のみならず所属する団体の役員・事務局スタッフ、同僚選手等からの行為も、スポーツ指導に関連して行われたものは対象に含まれます。

# 相談のながれ

暴力・ハラスメント行為等については下記の流れで相談、調査が行われます。

## STEP 1

### 暴力・ハラスメント行為等を受けた

スポーツ指導において、監督やコーチなどの指導者から暴力行為、パワハラ行為、セクハラ行為、その他の行為等を受けた。



## STEP 2

### 相談窓口へ連絡

LINE またはホームページ内のメールフォームから相談窓口へ連絡します。  
事務局 (JSC) で要件に該当するかを確認します。  
(的確な情報把握のため、電話での相談受付は行っていません)



## STEP 3

### 相談員に相談

要件に該当する場合、弁護士、臨床心理士・公認心理師、アスリートの OB・OG 等から担当相談員を選任します。  
担当相談員に詳細をお話し下さい。



## STEP 4

### 調査・勧告等の実施

必要に応じて関係者へ調査を行います。  
調査結果を踏まえて、委員会が必要と認める場合は、関連のスポーツ団体等に勧告・助言等を実施します。



## 事例紹介

スポーツ指導において、次のような事例で困っている時は、相談窓口までご連絡ください。

### 1 暴力的行為

暴力的行為には、直接的な暴力行為のほか、間接的な威嚇(いかく)行為も含まれます。

事例  
1

平手で叩く／突き飛ばす／壁に押さえつける／立っている選手の足を払う／  
競技の器具・その他道具を使って叩く／プールで手で頭を押さえて水に沈める／  
締め技を掛けて失神させる

事例  
2

椅子を蹴り上げる／物を投げつける／殴ろうとする／蹴ろうとする

### 2 暴言

本人の人格・能力、関係者や家族を否定する言葉、  
必要以上に長時間にわたる厳しい叱責(しっせき)、威圧(いあつ)、  
罵倒(ばとう)も含まれます。

事例  
1

帰れ／死んでしまえ／邪魔／  
人間のクズ／出ていけ／  
役立たず／下手くそ／アホ／バカ／  
しばくぞ／ぶっとばすぞ／  
帰りたいの？／試合出たくないの？



## 3 パワーハラスメント

同じ組織（競技団体、チーム等）で競技活動をするものに対して、地位や人間関係などの組織内の優位性を背景に、指導の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与え、又はその競技活動の環境を悪化させる行為のことです。

事例  
1

無視をする／仲間はずれにする／  
必要な情報を与えない等の不作為により、  
特定の選手に対して執拗（しつよう）かつ過度に精神的負荷を与える。

事例  
2

逆らうなら・別のコーチの指導を受けるなら、試合には出場させない、  
代表に選ばない／  
施設の利用を制限するなど、自分のやり方や好みを押しつける／  
ケガをしても休ませない

事例  
3

遠征・合宿時における飲酒の強要



# 4 セクシュアルハラスメント

性的な行動・言動等であって、当該行動・言動等に対する競技者の対応によって、当該競技者が競技活動をする上での一定の不利益を与え、もしくはその競技活動環境を悪化させる行為、又はそれらを示唆（応じないことで指導をしない等）する行為も含まれます。

**事例 1** 肩を抱く／抱きしめる／キスをする／衣服を脱がせる／  
胸その他身体に触れる／性的関係を求める

**事例 2** 胸が大きい・足が太い・美形・安産型など、容姿や身体的特徴を取り立てて言う

**事例 3** マッサージと称して身体に執拗（しつよう）に触れる／  
指導と称して必要なく身体に触れる

**事例 4** 性的指向を言うように求める、からかう、侮辱する



## 5 その他

適正な指導の範囲を超えて身体的・精神的苦痛を与える行為

事例  
1

長時間にわたって、競技とは関係の無い  
特定の姿勢の保持(正座、直立等)や反復行為をさせる

事例  
2

スポーツ指導を通じて知りえた選手の私生活上の秘密を  
SNS等を通して暴露する



## よくある質問Q&A

**Q.** JOC、JPC や競技団体の相談窓口との違いは何ですか。



**A.** 独立行政法人である JSC が運営しているため、より公正・中立な第三者的な立場で相談・調査を行うことができます。

**Q.** 相談した情報は守られますか。



**A.** JSC の職員や委員会の関係者には守秘義務があります。相談内容や個人情報を外部に伝える必要がある場合は、事前に相談者の了承を得てから行います。

**Q.** 匿名で相談はできますか。



**A.** 制度の対象者が否かを判断するため、匿名での相談は受け付けておりません。

**Q.** トップアスリートが所属する団体の役員や事務局スタッフによる行為も相談できますか。



**A.** 選手が指導を受けている場面（練習や合宿、試合前後のミーティング等）での、役員や事務局スタッフによる暴力行為等は相談できます。ただし、通常の事務連絡や運営上の注意喚起に留まる行為、組織体制や選手選考に関するご相談は対象外です。

**Q.** 同僚選手からの暴力やハラスメントも相談できますか。



**A.** 同じ指導環境下にある選手からの暴力行為等は、スポーツ指導に関連する行為として相談の対象となります。一方、指導環境が異なる選手とのトラブルは相談の対象外です。

**Q.** SNS上の誹謗中傷に関する相談はできますか。



**A.** 指導者や所属団体の役員・事務局スタッフ、同じ指導環境下の選手から練習や指導に関する侮辱投稿などスポーツ指導に関連して行われたものは相談できます。一方、匿名や面識のない相手からの誹謗中傷は相談の対象外となります。



トップアスリートのための  
暴力・ハラスメント  
相談窓口

**JAPAN SPORT**

COUNCIL

日本スポーツ振興センター

スポーツ・インテグリティ・ユニット  
トップアスリートのための暴力・ハラスメント相談窓口

詳しくはこちら

トップアスリート 相談窓口 検索



スポーツ指導における暴力行為等に関する  
第三者相談・調査委員会

2026年4月